

学 号 外  
令和 2 年 6 月 3 日

各私立専修学校設置者 }  
各私立専修学校長 } 様  
(専門課程を置く専修学校に限る)

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）の手引き等一部改正について

このことについて、文部科学省高等教育局から下記のとおり修正したことについて周知の依頼がありましたので、お知らせします。

記

【改訂内容】支給対象者の要件

(現状)

1. 以下の①～⑥を満たす者（留学生については、①～⑤及び⑦を満たす者）
  - ①～⑤ 略
  - ⑥ (1) ～ (4) 略
    - (5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
  - ⑦ 略

(改訂後)

1. 以下の①～⑥を満たす者（留学生については、①～⑤及び⑦を満たす者）
  - ①～⑤略
  - ⑥ (1) ～ (4)
    - (5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度を利用している者又は利用を予定している者
  - ⑦ 略

【改訂箇所】

- ・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用） 5 ページ、7 ページ
- ・【様式②】 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書
- ・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』事務処理要領 7 ページ、9 ページ

【(参考) 文部科学省ウェブサイト】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00686.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html)

【担当】 私学振興担当 柚

電話：019-629-5041 FAX：019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp